～申告は必要？フローチャートで確認しよう～

はい ➡　いいえ ⇨

スタート

令和６年１月１日に多賀城市に居住していましたか？

⇨ 多賀城市への市県民税の申告は**不要**です。
※令和６年１月１日に居住していた市町村へお尋ねください。

次のいずれかに該当しますか？
〇新規で住宅ローン控除の申告をする。
〇土地・建物および株式等の譲渡所得の申告をする。
〇上場株式等の配当所得に関する申告をする。
〇先物取引に関する雑所得等の申告をする。
〇雑損控除を申告する。〇青色申告をする。〇消費税の申告をする。

➡ **塩釜税務署**（会場：マリンゲート塩釜）で確定申告期間中に確定申告をしてください。

令和５年１月～令和５年12月に収入はありましたか？
※非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金等）のみの方は ⇨ に進んでください。

⇨ 多賀城**市内**に居住している親族が年末調整、所得税の確定申告や市県民税の申告で、あなたを扶養親族として申告しますか？
※「**市外**」に居住している親族の扶養親族になっている場合は ⇨ に進んでください。

市県民税の申告は**不要**です。

主な収入は何ですか？
① 給与収入・公的年金収入の方 ⇨ へ
② 営業・不動産・農業所得の方 ➡ へ
③ ①、②以外の方 ➡ へ

「非課税所得のみの方」や「無収入の方」、「市外居住者の扶養に入っている方」も市県民税の申告が**必要**です。
特に、**次の要件に該当する方は必ず申告をしてください。**
〇国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方及びその世帯に属する方
〇年金などの受給資格の認定を受ける方及び免除申請をされる方
〇各種医療費助成を受給している方及び受給者を扶養している方
〇市営住宅に入居している方
〇各種申請等で所得（課税・非課税）証明書が必要になる方

次の①～②のいずれかに該当しますか？
①給与収入のみで、勤務先で年末調整（前年中に転職した方は、前職分を含む）が済んでおり、医療費控除や新規の住宅借入金等特別控除等の追加控除を受ける方
②公的年金等に係る収入のみで、医療費控除・社会保険料控除・寡婦（夫）控除・配偶者（特別）控除・扶養控除等の適用を受ける方

⇨ 主な収入以外の収入（副業の給与や個人年金など）がありますか？
（例）年金＋給与、年金＋個人年金

⇨ 市県民税の申告は**不要**です。

申告期間中に、市・県民税の申告をしてください。

※所得税の納付または還付が生じた場合は、確定申告の受付になります。

このフローチャートは申告の目安として参考にしてください。
ご不明な点がありましたら税務課市民税係にお問い合わせください。